



租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第3表）
（承認特例用）

申請者（代表者）氏名

3 寄附財産の明細及び使用目的等

(1) 寄附財産についての確認

次の(2)の寄附財産について、寄附を受けた公益法人等の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。

国立大学法人等

→

☐

寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。

公益社団法人・公益財団法人

→

☐

寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(1)に規定する不可欠特定財産として同号ロ(1)に規定する定款の定めを設けることとします。

☐

寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(2)に規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。

学校法人

→

☐

寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。

社会福祉法人

→

☐

寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ニに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。

認定特定非営利活動法人・
特例認定特定非営利活動法人

→

☐

寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ホに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。

公益信託の受託者

→

☐

寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ヘに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号			1	2	3	4	5
種 類							
細目（地目・構造、銘柄等）							
所 在 地							
数 量（面積等）							
贈与又は遺贈した財産の価額		①					
贈与又は遺贈した財産の取得年月日			・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
必要経費	取得費	概 算 取 得 費 に 合 算 可 能 な 取 得 費	②				
		償却費相当額	③				
		差引（②－③）	④				
		概算取得費による場合 （①×5％）	⑤				
	譲渡に要した費用		⑥				
	計（④＋⑥又は⑤＋⑥）		⑦				
	差引金額（①－⑦）		⑧				
代表者以外の申請者の場合	代表者以外の申請者の氏名						
	代表者以外の申請者の持分						
使用目的等	使用開始（予定）年月日		開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・
	使 用 目 的						

寄附財産が譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。